

広島県選挙管理委員会告示第六十九号

平成三十一年四月七日執行の広島市議会議員選挙安佐南区選挙区における選挙及び当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

令和元年八月二十一日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

## 裁 決 書

審査申立人 広島県広島市安佐南区古市3-5-3-1003  
渡邊 俊幸

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和元年5月10日付けで提起のあった平成31年4月7日執行の広島市議会議員選挙安佐南区選挙区（以下「本件選挙」という。）における選挙及び当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査の申立てを棄却する。

申立人の審査の申立て及び広島市選挙管理委員会の弁明の要旨

- 1 申立人の審査申立ての趣旨は、広島市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）が申立人に対して行った平成31年4月24日付けの異議の申出を棄却する決定に不服があるというのであって、その理由の要旨は次のとおりである。
  - (1) 市選管は、海徳ひろしの複数の事前選挙運動に対する通報を受けながら何ら記録に残さず意図的に職務を怠り海徳ひろしに対する便宜を図っていた。
  - (2) このことは、「広島市選挙管理委員会が安佐南区内の行為に対し警告を行ったことが解るすべての文書」として市選管に公文書の請求を行ったが、広選選第20号平成31年4月17日付け「公文書不存在通知書」が通知されたことによっても明白であり公正な選挙が行われたとは言えないため本件選挙の無効及び海徳ひろしの当選無効を求める。
- 2 市選管の弁明の趣旨は、本件審査の申立てを棄却するよう求めるというのであって、その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

申立人は、市選管が当選人海徳ひろしに関する複数の事前運動の通報を受けながら何ら記録に残さず意図的に職務を怠り当選人に対する便宜を図っており公正な選挙が行われたとは言えないとして選挙無効及び当選人の当選無効を主張するが、このような主張は選挙無効及び当選無効の事由とは認められない。

なお、市選管は、証拠として、次の資料を提出した。

- ・ 本件に係る申立人による異議の申出を棄却する決定書（謄本） 1 通

## 裁 決 の 理 由

当委員会は、令和元年5月10日付けで提起された本件審査の申立ての形式的要件を審査したところ、一部不適法と認められる点があったことから、申立人に補正を命じた。その後、申立人から令和元年5月28日付けで補正書の提出を受けた当委員会は、この補正の結果、本件審査の申立てが適法なものとなったことを認めて、これを受理した。

そして、当委員会は、市選管から弁明書及び資料の提出を受け、慎重に審理を行った。

その結果は、次のとおりである。

- 1 選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和25年法律第100号、以下「公選法」という。）第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反することがあり、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、この「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定はなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公選法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。」（最高裁判所昭和60年（行ツ）181号昭和61年2月18日第三小法廷判決・裁判集民事147号61頁）とされている。
- 2 また、当選の効力を争う争訟において当選無効原因となり得る違法事由については、「当選無効は当該選挙が有効に行われたことを当然の前提とするものであるところ、その原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手續の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」（名古屋高等裁判所平成4年（行ケ）1号同年12月17日民事第4部判決・判例タイムズ805号249頁）とされている。

3 当委員会は、以上のことから、申立人の主張について、次のとおり判断した。

申立人は、市選管が海徳ひろしに対する複数の事前選挙運動に係る通報を受けながら何ら記録に残さず意図的に職務を怠り海徳ひろしに便宜を図っていた。また、このことは、市選管に対して行った「広島市選挙管理委員会が安佐南区内の行為に対し警告を行ったことが解るすべての文書」としての公文書の請求に対して、「公文書不存在通知書」が通知されたことによっても明白であり公正な選挙が行われたとは言えないため本件選挙の無効及び海徳ひろしの当選無効を主張する。

しかし、申立人の主張する候補者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為は、公選法第 205 条第 1 項には当たらず、また、当選人決定についての違法とは認められない。

したがって、申立人の選挙及び当選無効の主張には理由がない。

4 以上のことから申立人の選挙無効及び当選無効の異議申出を理由がないとして棄却した市選管の決定は相当であり、これに対する申立人の選挙無効及び当選無効を求める本件審査申立てには理由がない。

よって、当委員会は、公選法第 216 条第 2 項において準用する行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項に従い、主文のとおり裁決する。

令和元年 8 月 20 日

広島県選挙管理委員会

委員長 国 政 道 明

この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は公選法第 215 条の規定による告示の日から 30 日以内に、広島高等裁判所に訴訟を提起することができる。